

令和4年度 飯南町定住促進賃貸住宅 入居者募集要項

飯南町では、定住を希望される方が住むための定住促進賃貸住宅の入居者を次のとおり募集します。

1. 住宅の所在地

島根県飯石郡飯南町八神 ※別図参照

2. 募集戸数

1戸

3. 住宅の構造及び規模

1戸建て、延床面積 約100㎡、木造平屋建て

オール電化、IHクッキングヒーター、温水洗浄便座

※仕様以上の設備を希望する場合は、本人の費用負担により設置可能。

4. 部屋の間取り

2LDK

※3パターンの間取りから選択。外装及び内装は、指定のものから選択可能。

5. 入居資格

次のすべての事項に該当する方が、入居可能です。

- ① 飯南町に定住するため住宅を必要とし、入居後速やかに住民基本台帳を住宅の場所に移す方
- ② 入居申込時の年齢がおおむね40歳までの夫婦であること又は入居申込時の年齢がおおむね40歳までの方で同居の親族に中学生以下の子どもがいること
- ③ 住宅に25年以上居住することを確約する方
- ④ 家賃及び敷金を支払う能力を有する方
- ⑤ 地方税等を滞納していない方
- ⑥ 連帯保証人を1名用意できる方
- ⑦ 申込者又はその同居人、もしくは同居人の親族が暴力団員でない方

6. 家賃等

- ・家賃 40,000 円／月（予定）
- ・敷金 120,000 円（入居時予定）

※家賃納付は、納付書か口座振替により毎月末までにその月分を納付。

※家賃を滞納した場合は、保証人への連絡、支払請求、住宅明渡し請求、差し押さえ等の処分を行います。

7. 住宅の貸付条件等

(1) 入居者費用負担

以下のものは入居者の負担となります。

- ① 電気、水道及び下水道の使用料
- ② 汚物及びゴミの処理に関する費用
- ③ 共同施設、給水施設、污水处理施設の使用や維持管理に関する費用

(2) 増改築の取扱い

- ① 事前に町長の承認を得たうえで、増改築が可能です。
- ② 増築した場合、増築部分の固定資産税は入居者の負担とします。
- ③ 増築後に中途退去する場合、原形復旧が原則です。原形復旧ができない場合は、無償で町に寄贈していただきます。
- ④ 車庫の設置は、事前に町と協議のうえ、本人負担により可能です。木造、鉄骨等の車庫は、増築と同じ扱いとなります。

(3) 中途退去等の取扱い

入居が 25 年に達せず中途退去した場合は、違約金として家賃 12 ヶ月分に相当する金額を納入していただきます。

(4) その他

- ① テレビはケーブルテレビです。使用料は入居者の負担です。
- ② 庭木等の植栽は自由です。
- ③ 住宅の又貸し、目的外使用はできません。
- ④ 入居後は自治会に加入し、地域の活動等に参加していただきます。

8. 入居の申込期間及び場所

- (1) 申込期間 令和4年7月4日(月)～令和4年8月17日(水)
- (2) 申込先 飯南町役場 まちづくり推進課 定住担当
〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名 880
- (3) 申込方法 以下の書類をご提出下さい。郵送可。(8/17 必着)
- ① 飯南町定住促進賃貸住宅入居申込書
 - ② 入居申込ヒアリングシート
 - ③ 現住所地主住民票(入居希望者全員が記載されたもの)
 - ④ 現住所地主納税所得証明書(入居希望者全員の収入がわかるもの)

9. 入居期間

入居開始日より25年間。25年後には土地建物の譲渡が可能です。

10. 入居者の決定時期

審査により決定し、令和4年8月中に通知予定。

11. 入居の時期

令和5年3月以降を予定。

12. お問い合わせ先

飯南町役場 まちづくり推進課 定住担当
〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名 880
TEL: 0854-76-2864 FAX: 0854-76-3943
メール: teiju-center@iinan.jp